



薬食発0920第2号
平成24年9月20日

各 都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第242号。以下「改正政令」という。）（官報第5889号）が平成24年9月20日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第205号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外したこと。
- 2 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外したこと。
- 3 公布の日（平成24年9月20日）から施行することとしたこと。



第2 改正省令について

- 1 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)及びこれを含有する製剤を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外したこと。
- 2 公布の日(平成24年9月20日)から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物の指定から除外した物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

>

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ロ <u>ホ</u> (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ 一七の二 (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>

三十二 (略)

(143) | (1) | (142) (略)

三 | ブロモ | (三 | クロロ | ピリジン | ニ | イル) | N |

四 | シアノ | ニ | メチル | 六 | (メチルカルバモイル) | フェニル

リ | プ | ロー | ル | 及 | び | これ | を | 含 | 有 | す | る | 製 | 剤

(144) | (170) | (略)

三十三 ~ 百九 (略)

2 (略)

三十二 (略)

(1) | (142) (略)

(143) | (169) | (略)


三十三 ~ 百九 (略)

2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) (122) (略)</p> <p>(123) 三―プロモ― (三―クロロピリジン―ニ―イル)―N― [四―シアノ―ニ―メチル―六― (メチルカルバモイル) フエ ニル]―H―ピラゾール―五―カルボキサミド (別名シアン トラニリプロール) 及びこれを含有する製剤</p> <p>(124) (146) (略) 十二〇六十七 (略) (毒物)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) (122) (略)</p> <p>(123) (145) (略) 十二〇六十七 (略) (毒物)</p>

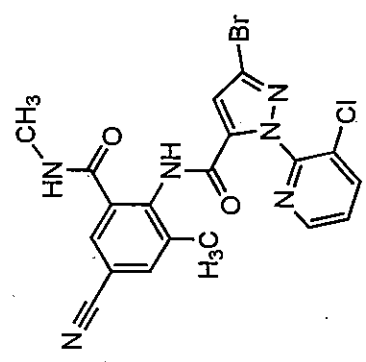
毒物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質	 <p style="text-align: center;">As₂₀Ge₂₂Se₅₈ CAS No. 57673-50-4</p>	<p>原体並びにこれ を含有する製剤</p>	<p>外観：赤褐色～黒色固体 (ガラス)</p> <p>密度：4.41 (g/cm³)</p> <p>水溶解度：<math>1.0 \times 10^{-4}</math> g/L (20±0.5℃)</p> <p>安定性：熱、酸、アルカリ、 緩衝液、塩水、各 種有機溶媒等に 対して安定</p> <p>反応性：-</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) マウス(♀) > 2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) マウス(♂♀) > 2,000</p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) マウス(♂♀) > 5.04 (ダスト)</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ(♂) -</p> <p>眼刺激性 ウサギ(♂) 軽度の刺激性</p>	<p>遠赤外線光学 材料(遠赤外線 透過レンズ)</p>

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-ブプロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)	 <p style="text-align: center;"> $C_{19}H_{14}BrClN_6O_2$ 分子量 473.72 CAS No. 736994-63-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤 原体: 白色粉末 沸点: 350°Cで分解するため測定不能 融点: 224°C 蒸気圧: 1.787×10^{-14} Pa (25°C) 相対密度: 1.4965 水溶解度: 14.24mg/L (20°C) 安定性: 熱: 350°Cまで安定	急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス $> 5,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス(♂♀) $> 5,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) マウス(♂♀) > 5.2 (ダスト) 皮膚刺激性 カサギ(♂♀) — 眼刺激性 カサギ(♂♀) —	農薬(殺虫剤)	

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。